

千葉大学大学院医学薬学府
4年博士課程（医学領域）

先進予防医学海外プログラム
学生募集要項

先進予防医学共同専攻
（平成29年10月入学・
平成30年4月入学）

2017年7月

千葉大学

目 次

1 募集人員	4
2 出願資格・要件	4
3 出願資格・要件の審査・認定	6
4 出願手続	6
5 選抜方法及び試験場所	8
6 合格者発表	8
7 入学手続	8
8 注意事項	9

問い合わせ先

<担当事務>

〒260-8670 千葉市中央区亥鼻1-8-1

千葉大学医学部大学院学務係

電話：043（226）2009（海外から +81-43-226-2009）

e-mail：sah5234@office.chiba-u.jp

fax：043（226）2005（海外から +81-43-226-2005）

<先進予防医学海外プログラム担当教員>

〒260-8670 千葉市中央区亥鼻1-8-1

千葉大学大学院医学研究院 環境生命医学 教授 森 千里

電話：043（226）2017（海外から +81-43-226-2017）

e-mail：cmori@faculty.chiba-u.jp

大学院医学研究院ホームページ <http://www.m.chiba-u.ac.jp/>

大学院医学薬学府ホームページ <http://www.p.chiba-u.jp/gakufu/>

千葉大学ホームページ <http://www.chiba-u.ac.jp/>

本募集要項は、本学府先進予防医学共同専攻「先進予防医学海外プログラム」の学生を選抜するためのものです。出願に際しては、あらかじめ先進予防医学共同専攻 先進予防医学海外プログラム担当教員(前項参照)に教育研究内容等について問い合わせのうえ、出願してください。

本募集要項は、募集人員、出願資格及び入学手続き日等以外は、入学時期に関わらず共通の内容となっています。

■先進予防医学海外プログラムの目的

先進予防医学共同専攻の教育課程の準備において、本学では、ドイツ・ベルリンにあるシャリテ医科大学及びベルリン公衆衛生学院と連携を深めてきた。具体的には、共同でのシンポジウム開催と大学院学生を対象とする共同集中講義の開催である。このような連携を深める中、在ドイツの邦人や外国人の本共同専攻に対する高い期待が明らかになった。また、千葉大が採択された文科省のスーパーグローバル大学申請書内にもベルリン（サテライト）キャンパスの文言があり、このプログラムはスーパーグローバル構想の一環である。

本入試制度を設置する理由は以下の3点である。

1. 本専攻の特徴のひとつであるグローバル化をさらに進展させるべく、大学間国際連携のより進んだ形での在外学生を受け入れ、本専攻及び本学へのよりよい影響を期待するため。
2. 在ドイツの邦人や外国人より、本専攻に対する高い期待があるため。
3. 在外学生を受け入れることのできる教育課程が、本学、金沢大学、長崎大学の3大学での共同大学院にて構築できうるため。

■先進予防医学共同専攻について

千葉大学では、従来の衛生学・公衆衛生学分野を基盤とし、新たな方法論として、オミクス情報からマクロ環境情報まで個人と環境の特性を網羅的に分析・評価し、0次予防から3次予防までを包括して個別化予防を目指す「先進予防医学」を実践できる専門家を育成することを目的として、千葉大学大学院医学薬学府先進予防医学共同専攻を設置し、平成28年4月から学生を受け入れています。先進予防医学共同専攻は4年制の博士課程であり、千葉大学、金沢大学及び長崎大学（以下、「構成大学」といいます。）の3大学によって編成された共同教育課程を実施します。

共同教育課程とは、複数の国公立大学が相互に教育研究資源を有効活用し、高等教育機関間の連携協力による教育・研究・社会貢献機能の充実・強化を一層推進すること等を目的として、共同で教育課程を編成するものです。

なお、修了時には、構成大学の連名により学位（博士（医学））が授与されます。

■共同教育課程の主な特徴

- (1) 共同教育課程を構成する大学（千葉大学、金沢大学及び長崎大学）の各大学の連名により学位が授与されます。なお、修了には、それぞれの構成大学において10単位以上を修得する必要があります。
- (2) 学生は、主指導教員（主として研究指導を担当する専任教員）が所属する構成大学に本籍（学籍）を置き、主指導教員1名及び他の構成大学からそれぞれ1名の副指導教員による計3名の複数指導教員体制により教育研究・学生生活等の指導助言を受けます。本研究科に入学した学生は、「1 募集人員及び研究分野種別」の(2)に記載された指導教員のうち1名が主指導教員になります。
- (3) 学生は、構成大学の図書館等の施設設備等を利用することができますが、本籍（学籍）を置かない構成大学では、一部の施設設備が利用できない場合があります。
- (4) メディアを利用した遠隔授業により、構成大学で開講する講義を本籍（学籍）を置く大学から受講することができます。

■入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）

本共同専攻では、従来の衛生学・公衆衛生学分野を基盤とし、新たな方法論として、オミクス情報からマクロ環境情報まで個人と環境の特性を網羅的に分析・評価し、0次予防から3次予防までを包括して個別化予防を目指す「先進予防医学」を実践できる専門家を育成することを目的としていることから、幅広い視野と創造性、自立性、倫理観を備えて、人の健康に強い関心と研究への意欲を持つ人材を求めています。なお、選抜の基本方針としては、筆記試験では「人の健康に係る基礎的な知識・英語能力を有するか」を、また面接試験（専攻科目）では「本共同専攻が求める人材に必要な基礎的な素養を有するか」を確認し、高度な知見と技術を身に付けるための十分な素養を有しているかを総合的に判定します。

■教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）

本共同専攻では、高度な知見・技術を修得し、それを実践できる能力を身に付けさせるよう、次のようなカリキュラムを構成しています。

（1） 先進予防医学の基盤となる「医療統計学・疫学」「生命倫理」「環境と遺伝」といった学問基盤に関する科目群を設けるとともに、非医療系分野からの入学者には、基本的な医学知識を修得する科目を必修させます。

（2） 0次予防から3次予防までを包括した「個別化予防」を実践するための方法論を修得させるために、「オミクス解析」「情報医工学」「マクロ環境」等の科目群を設けています。

（3） 複雑化した医療現場・社会の課題解決に向け、修得した専門知識を活用し、実践できる力を身に付けさせるために、国内・海外の多様なフィールド実習の科目群を設けています。

（4） 学位論文作成においては、知識の修得段階に応じた研究力を強化する科目を含め、構成大学の教員が体系的な研究指導を行います。

■学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

本共同専攻を修了するためには、個人や環境の特性を網羅的に分析・評価し、0次予防から3次予防までを包括して個別化予防を目指す「先進予防医学」を実践することができる、それにより多様で複雑化する医療現場・社会において生じている様々な課題を、高度な知見と技術をもって解決に導くことができる能力を身に付けていることが求められます。修了者には、博士（医学）の学位を授与します。

1. 募集人員

専攻名	募集人員	募集人員
	平成29年度10月入学	平成30年度4月入学
先進予防医学共同専攻	若干名	若干名

2. 出願資格・要件

出願できる者は、以下A、Bの要件両方を満たした者とします。

A. 外国籍を有する者、又は海外に在住している日本国籍保持者で滞在国の滞在許可を2年以上有する者。(詳細は事前にお問い合わせください。)

B. 次の各号の一に該当する者。

注意：以下の(1)～(7)の中の※がついた年月の平成30年3月は、平成30年4月入学者の場合であり、平成29年10月入学者の場合の年月は平成29年9月に読み替えます。

- (1) 大学(学校教育法第83条に定める大学をいう。以下同じ)の医学、歯学、薬学(修業年限が6年であるものに限る。)又は獣医学(6年の課程)を履修する課程を卒業した者及び平成30年3月※までに卒業見込みの者
- (2) 外国において、学校教育における18年の課程を修了した者及び平成30年3月※までに修了見込みの者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了した者及び平成30年3月※までに修了見込みの者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び平成30年3月※までに修了見込みの者
- (5) 文部科学大臣の指定した者(昭和30年文部省告示第39号)
 - ① 修士課程を修了した者(平成30年3月※までに修了見込みの者を含む。)及び修士の学位又は専門職学位の授与を受けることのできる者
 - ② 防衛省設置法(昭和29年法律第164号)による防衛医科大学校を卒業した者(平成30年3月※までに卒業見込みの者を含む。)
 - ③ 旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学の医学又は歯学の学部において医学又は歯学を履修し、これらの学部を卒業した者
 - ④ 前期2年及び後期3年の課程の区分を設けない博士課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者(学位規則の一部を改正する省令(昭和49年文部省令第29号)による改正前の学位規則(昭和28年文部省令第9号)第6条第1号に該当する者を含む。)で本学府において、医学又は歯学の学部を卒業した者(医学又は歯学を履修した者に限る。)と同等以上の学力があると認められた者
 - ⑤ 大学(医学、歯学、薬学(修業年限が6年であるものに限る。))又は獣医学を履修する課程を除く。)を卒業し又は外国において学校教育における16年の課程を修了した後、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、本学府において、当該研究の成果等により、大学の医学、歯学、薬学(修業年限が6年であるものに限る。))又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以

上の学力があると認めたもの

- (6) 次のいずれかに該当する者であって、本学府において、所定の単位を優れた成績で修得したと認めたもの
- ① 大学（医学，歯学，薬学（修業年限が6年であるものに限る。）又は獣医学を履修する課程に限る。）に4年以上在学した者
 - ② 外国において学校教育における16年の課程（医学，歯学，薬学（修業年限が6年であるものに限る。）又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了した者
 - ③ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校における16年の課程（医学，歯学，薬学（修業年限が6年であるものに限る。）又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了した者
 - ④ 我が国において，外国の大学の課程（医学，歯学，薬学（修業年限が6年であるものに限る。）又は獣医学を履修する課程を含むもの）に限り，かつ，その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (7) 本学府において，個別の入学資格審査により，大学の医学，歯学，薬学（修業年限が6年であるものに限る。）又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，24歳に達したものと及び平成30年3月※までに24歳に達するもの

出願に際しては、あらかじめ先進予防医学共同専攻 先進予防医学海外プログラム担当教員に必ず照会のうえ、出願してください。

3. 出願資格・要件の審査・認定

2. 出願資格Bについて、(5)の④, ⑤, (6), (7)により出願しようとする者は、次のとおり出願資格の審査・認定を行います。

(1) 提出書類

	審査書類	注意事項等
1	先進予防医学海外プログラム 出願資格認定申請書	本大学院所定の用紙・ <u>Ⅳ</u>
2	在職証明書	大学・研究所等発行のもので研究歴を証明する書類。
3	研究業績調書	本大学院指定の用紙・ <u>Ⅱ</u>
4	卒業(修了)証明書	出身大学(学部及び研究科)長が証明したもの。
5	成績証明書	出身大学(学部及び研究科)長が証明したもの。
6	履歴書(外国人用)	本大学院所定の用紙・ <u>Ⅲ</u>

(2) 提出期間

平成29年7月18日(火)から平成29年7月20日(木)まで(必着)

持参の場合は、9時から17時までです。(12時から13時までを除く。)

郵送の場合は、必ず簡易書留またはEMS等の郵便の追跡ができるものとし、封筒の表に「医学薬学府先進予防医学海外プログラム 資格認定書類在中」と朱書きして、日本時間7月20日(木)17時までに**必着**するように送付してください。

(3) 提出場所

〒260-8670 千葉市中央区亥鼻1-8-1 千葉大学医学部大学院学務係

(4) 結果通知

出願資格・要件の審査・認定の結果は、平成29年7月21日(金)に、本人宛に、直接入学試験出願資格認定申請書に書かれたE-mailアドレスに通知します。

4. 出願手続

(1) 出願受付期間

平成29年8月1日(火)から平成29年8月4日(金)まで(必着)

持参の場合は、9時から17時までです。(12時から13時までを除く。)

郵送の場合は、必ず簡易書留またはEMS等の郵便の追跡ができるものとし、封筒の表に「医学薬学府先進予防医学海外プログラム入学願書在中」と朱書きして、日本時間8月4日(金)17時までに**必着**するように送付してください。

どちらの場合も受付期間内に到着しない場合は、受理しません。

(2) 提出書類

出願に必要な書類のⅠ Ⅱ Ⅲについては、ホームページからダウンロードして使用してください。

	出 願 書 類	注 意 事 項 等
1	入学願書・受験票・写真票	本大学院指定の用紙…Ⅰ
2	検定料 (30, 000円)	<p>クレジットカード決済により、平成29年7月18日(火)から平成29年8月4日(金)までに払込手続をしてください。</p> <p>(1) 千葉大学ホームページの<入試案内>にアクセスし、<海外からの検定料支払い> (http://www.chiba-u.ac.jp/exam/kaigai_kenteiryuu/index.html)により検定料払込手続を行ってください。</p> <p>(2) 検定料の払込手続終了後、千葉大学より申込内容確認のメールが送信されます。内容確認後、そのメールを医学部大学院学務係まで転送してください。(E-mail sah5234@office.chiba-u.jp)</p> <p>※利用できるクレジットカードの種類については、検定料払込手続の際にホームページで必ず確認ください。海外からの検定料払込方法は、クレジットカード決済のみとなります。海外の銀行からの振込送金による払込はできません。クレジットカード決済による払込ができない場合は、医学部大学院学務係まで連絡をしてください。</p> <p>※検定料は返還しません。ただし、検定料を誤って支払い、出願しなかった者が所定の返還手続を平成30年3月30日(金)17:00までに行った場合、全額返還します。</p>
3	卒業・修了(見込)証明書	出身大学(学部及び研究科)長の証明したもの。
4	成績証明書	出身大学(学部及び研究科)長が証明したもの。ただし、日本語あるいは英語で記載されたものに限りです。 また、外国において修士の学位に相当する学位を授与された者は「学位記」の写しも添付してください。
5	研究業績調書	本大学院指定の用紙…Ⅱ
6	写真 2枚	出願前3か月以内に撮影(上半身、正面、脱帽)のもの。 (縦4cm×横3cmを受験票・写真票に貼付する。)
7	(外国人志願者のみ) 履歴書	本学所定の用紙(出願資格審査時に提出済の場合は不要)…Ⅲ
8	(外国人志願者のみ) パスポートの写し	パスポートの写し(本人の氏名、生年月日、性別を表示する部分)

5. 選抜方法及び試験場所

入学者の選抜は筆記試験、面接試験及び成績証明書等を総合して行います。

(1) 試験科目

1. 志望する専門科目（筆答試験）
2. 外国語[英語（英語一般）、専門英語（医学英語）のうちから1科目を選択]
3. 面接試験

(2) 選考日時・場所

試験場所：ベルリン 千葉大学サテライトキャンパス（シャリテ医科大学ミッテキャンパス内）

日 時：日にちについては、事前打ち合わせにより志願者の都合などを勘案して決定します。

（8月下旬を予定しています。）

専門科目 現地時間 10：30～11：30 （日本時間 17：30～18：30）

外国語 現地時間 13：30～14：30 （日本時間 20：30～21：30）

面接試験 現地時間 15：00～ （日本時間 22：00～）

6. 合格者発表

平成29年9月11日（月）13：00以降に、千葉大学医学部掲示板に掲示します。また、受験生全員に個別に連絡します。

7. 入学手続

(1) 入学手続期間

平成29年10月入学者の場合：平成29年9月22日（金）

平成30年4月入学者の場合：平成30年3月14日（水）、15日（木）

(2) 入学手続場所

千葉大学医学部

(3) 入学手続の際に納入する経費

入学手続の際には、次の経費が必要です。

入 学 料	学生教育研究災害傷害保険料 (学研災付帯賠償責任保険含む)	合 計
282,000 円	医学領域 4 年分 5,300 円	287,300 円

(注) 1 入学料の納入については、入学手続時に納入願います。

2 授業料の納入について

[平成30年4月入学者]

入学後の前期分授業料は5月に、後期分授業料は10月に口座引落としにより納入願います。口座引落し手続等についての詳細は入学手続の際に改めてお知らせします。

なお、前期分・後期分授業料はそれぞれ260,400円（年額520,800円）です。

また、入学して2年目から、前期分授業料は4月が口座引落しの月となります。

[平成29年10月入学者]

入学後の後期分授業料は11月に、前期分授業料は4月に、口座引落としにより納入願います。口座引落し手続等についての詳細は入学手続の際に改めてお知らせします。

なお、前期分・後期分授業料はそれぞれ260,400円（年額520,800円）です。

また、入学して2年目から、後期分授業料は10月が口座引落しの月となります。

※日本国内に銀行口座の無い方は、事前に医学部大学院学務係へご相談ください。

3 入学料及び授業料等の改定が行われた場合には、改定時から新入学料及び新授業料等が適用されません。

4 入学料及び授業料が免除される制度があります。

詳細は、千葉大学ホームページ

<http://www.chiba-u.ac.jp/campus-life/payment/exemption.html> をご覧ください。

入学料及び授業料免除に関する問い合わせ先

学務部学生支援課 電話 (043) 290-2178

5 学生教育研究災害傷害保険料・学研災付帯賠償責任保険料（正課中、学校行事中、課外活動中、通学中における傷害事故に対して補償するものです。また、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したりした場合の補償も含まれます。保険料の改定が行われた場合には、改定時から新保険料が適用されます。）は、平成30年4月入学者は平成30年3月30日（金）までに、平成29年10月入学者は平成29年9月29日（金）までに郵便局又はゆうちょ銀行で払い込んでください。

詳細は、学務部学生支援課へ問い合わせてください。

電話 043-290-2162（学生教育研究災害傷害保険）

6 外国人合格者で日本政府（文部科学省）国費留学生は入学料、授業料は必要ありません。

7 納入した入学料は、いかなる理由があっても返還しません。

8 平成30年4月入学の入学手続完了者が平成30年3月31日（土）17時までに入学を辞退した場合には、申し出により既に納入済の学生教育研究災害傷害保険料を返還します。

9 平成29年10月入学の入学手続完了者が平成29年9月30日（土）17時までに入学を辞退した場合には、申し出により既に納入済の学生教育研究災害傷害保険料を返還します。

8. 注意事項

(1) 出願書類に不備がある場合には、受理しないことがあります。

(2) 出願手続後の書類の変更・返却、検定料の返還はしません。

(3) 自家用車での上校はできるだけ避けてください。

(4) 入学願書等に虚偽の記載をした者は、入学後であっても入学の許可を取り消すことがあります。

(5) 電報、電話等による可否の問い合わせには一切応じません。

(6) 入学者選抜の過程で収集した個人情報は入学者選抜の実施のほか、管理運営業務、修学指導業務、入学者選抜方法等における調査・研究に関する業務等を行うために利用します。